

# 平成 27 年度 補正 予算 の 概 要 ( 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 )

## 【一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策】

### < 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策 >

(1) 結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実

#### ① 不妊治療への助成拡大 7.1 億円

初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

#### ② 入院児童等家族宿泊施設の整備 7.7 億円

小児がん等により長期入院を要する子ども等について、家族の経済的負担を軽減するとともに、子どもの情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

(2) 多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保

#### ① 待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等（「待機児童解消加速化プラン」の前倒し） 501 億円

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う（安心こども基金を積み増して実施）。

#### ② 防音対策のための補助 9.2 億円

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等の防音壁設置に係る補助を行う。

#### ③ 保育人材確保のための取組の推進 714 億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る（内閣府予算に計上）。

#### ④ 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9 億円

放課後児童クラブが、放課後児童支援員等の事務負担の軽減のためにパソコン等を購入する際にその費用について支援する。

### (3) 子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化

#### **① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付** **85億円**

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

#### **② ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等** **7.7億円**

ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

#### **③ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付** **67億円**

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う（これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

#### **④ 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備** **12億円**

一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を行う。

#### **⑤ 児童養護施設等の小規模化等のための整備** **10億円**

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

#### **⑥ 児童養護施設等における学習環境改善** **2.0億円**

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

### **【その他】**

#### **○ 児童保護費負担金等の追加財政措置** **13億円**

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の改善(前倒し実施)

## ○初回助成と男性不妊への助成拡充

⇒ 初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

- ① 出産に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円 ⇒ 30万円に拡充 (治療費の約50% ⇒ 約100%をカバー)
- ② 不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的として行われる手術療法である「T E S E」等を実施した場合に、15万円を上乗せして助成 (治療費の約50%をカバー)

※ 精子回収を目的とした手術療法としてはTESEが主流。中でも、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する方法 (microdissection-TESE) は、1回当たり30万~50万円の費用がかかる。無精子症に対しても6割程度の精子回収率が期待され、有効な治療法。

【平成27年度補正予算額：7.1億円】

治療内容		費用
排卵誘発	・ 排卵周期を確認するための超音波検査、薬剤の投与。	30,000円~
採卵	・ 採卵、麻酔、培養 (培養液につけて管理すること)、薬剤投与。	127,000円~
採精	・ 採った精子を調整 (運動良好精子を回収する)。 ⇒ 男性に対する治療が必要な場合 ・ 手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収 (TESE) ※	10,000円~ <b>(※) +30万円~</b>
受精	・ 受精、培養 (細胞分裂の進行具合の確認、所要2~5日)。	65,000円~
胚移植	・ 胚移植、移植後のホルモン補充のための薬品投与。	130,000円~

合計：362,000円~ ⇒ T E S E実施の場合 (※) 合計：662,000円~

現行：15万円を助成 (治療費の約50%)

①初回治療の場合助成額を30万円に拡充 (治療費の約100%)

②T E S Eを実施した場合15万円を上乗せして助成

# 入院児童等家族宿泊施設整備事業

【27年度補正予算額：7.7億円】

## 【要求主旨】

小児がんなどの治療を行う医療機関は、首都圏など大都市に集中しており、こうした医療機関には、遠隔地から多数の子どもが受診に来ており、このため付添家族は長期間の滞在を余儀なくされている。

家族の経済的負担を軽減するとともに、入院児童等の情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

## 【事業内容】

<補助対象>

都道府県等が行う入院児童等家族宿泊施設の施設整備事業

<補助か所数>

20か所

<補助額>

1か所当たり 標準的規模（5室200㎡）の場合 51,200千円

<補助率> 3/4（国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/12、設置者2/12）



# 待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等

(平成27年度補正予算額：511億円)

## 目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図る。

## 事業概要

- 待機児童解消加速化プラン（平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人）は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の保育所の施設整備費等を支援。
- 待機児童は低年齢児（0～2歳児）に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。
- 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。

## 対象事業

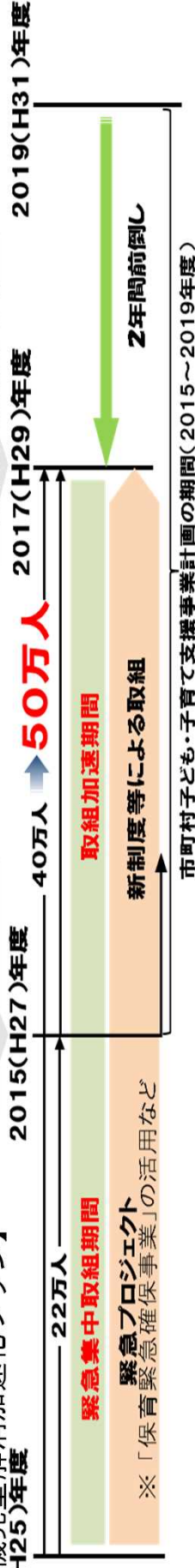
- 【施設整備】（※）保育所等整備事業、小規模保育整備事業（2.8万人分）【383億円】
- 【改修費】（※）賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業（2.8万人分）【118億円】
- 【その他事業】 保育所等防音壁設置事業【9.2億円】

**実施主体** 市町村（特別区含む。）

- \* 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心こども基金」に積み増しを行い実施。
- \* 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

**補助率** 1 / 2（※待機児童解消加速化プランに参加する場合は2 / 3）

【参考：待機児童解消加速化プラン】



※ 消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

※ 事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

# 保育人材確保のための取組の推進

保育士修学資金貸付等事業

(平成27年度補正予算額：566億円)

☆保育士修学資金貸付等事業により保育士確保策を強化する

☆補助率を9/10に嵩上げして実施

☆勤務環境改善のための保育補助者の雇上費や保育料の一部、就職準備金の貸付けメニューを新たに創設

## 改善

### 1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
  - 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- ※補助率は現行3/4→9/10に引き上げ

## 新規

### 2. 保育補助者雇上支援 ～保育士の負担を軽減～

- 新たに、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けメニューを創設し、保育士の負担を軽減
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

## 新規

### 3. 未就学児をもつ保育士の保育所 復帰支援 ～保育料の一部を支援～

- 新たに、未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けメニューを創設し、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

## 新規

### 4. 潜在保育士の再就職支援 ～就職準備金による掘り起こし～

- 新たに、潜在保育士が再就業する場合は就職準備金の貸付けメニューを創設し、保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

## ○貸付額(上限)

- ア 学費 5万円(月額)
  - イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
  - ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
  - エ 生活費加算 4.2万円程度(月額)
- ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

- 貸付額(上限) 295.3万円(年額)
- ※貸付期間は最長3年間

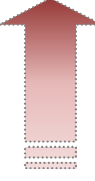
- 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)
- ※貸付期間は1年間

- 貸付額(上限) 就職準備金 20万円

【実施主体】 都道府県・指定都市

- ①5年間(指定保育士養成施設等卒業者)
- ②2～3年間(その他)

保育所等に勤務



借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



# 保育士修学資金貸付事業

(平成27年度補正予算額：155億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算額 566億円の内数)

## 【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする

## 【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

## 【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

## 【貸付額】

- 月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）
- 貸付の初回に入学金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利子は無利子
- ※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり

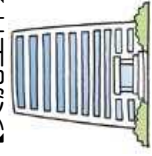
## 【修学資金の返還免除】

貸付けを受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

## 【補助率】

国：9/10 地方：1/10 ※国の負担割合を現行3/4→9/10に引き上げ

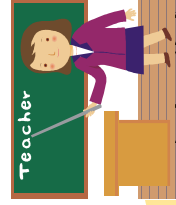
## 【実施主体】



貸付



【保育士養成施設の学生】



○保育士養成施設で受講  
(2年間。ただし、夜間・通信制は3年間)

卒業 ↓



○保育所等に保育士として勤務

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

5年間

貸付金の返済を  
全額免除



貸付金を実施主  
体に返還

# 保育補助者雇上支援事業

(平成27年度補正予算額：353億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算額 566億円の内数)

## 【目的】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、**保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。**

## 【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

## 【貸付額】

保育補助者に係る貸金（**最高2,953千円(年額)**）※貸付期間は3年間を限度

## 【保育補助者の業務】

保育所等に勤務する保育士の補助

（具体例）保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施 など

## 【貸付条件】

- ・ 貸付申請時において、保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（雇用契約書や誓約書等）を提出すること
- ・ 一定の研修（子育て支援員等）を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
- ・ 保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと など

## 【貸付金の返還免除】

保育補助者を採用後、当該保育補助者が**原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除**

## 【補助率】

国：9/10 地方：1/10





# 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

(平成27年度補正予算額：14億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算額 566億円の内数)

## 【目的】

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行う。

## 【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

## 【貸付額】

保育料(1月当たり最大54,000円)の半額 ※貸付期間は1年間を限度

## 【貸付条件】

当該潜在保育士の子どもを保育所等に優先入所させるとともに、それが確認できるものを提出すること

## 【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

## 【補助率】

国：9／10 地方：1／10

【潜在保育士】



再就職

子どもの保育所への入所

【保育所等】



保育料の半額を貸付

子どもの保育所入所の優先決定



【実施主体】

# 潜在保育士の再就職支援事業

(平成27年度補正予算額：44億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算額 566億円の内数)

## 【概要】

**潜在保育士**（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、**保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う**

## 【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

## 【貸付額】

**就職準備金 20万円**（1回を限度）

## 【貸付条件】

貸付申請時において、**就職準備金の使用を明示すること**  
（具休例） 宿舍借り上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費 など

## 【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が**当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除**

## 【補助率】

国：9／10 地方：1／10

【潜在保育士】



再就職

【保育所等】



申請

就職準備金  
の貸付



【実施主体】

# 保育所等におけるICT化推進等事業

(平成27年度補正予算額：148億円)

## 【概要】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システム（指導計画やソフト表の作成等）の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

## 【実施主体】

市町村

## 【補助率】

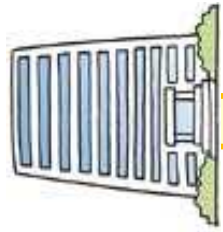
国 3/4 地方 1/4

## 【補助単価】

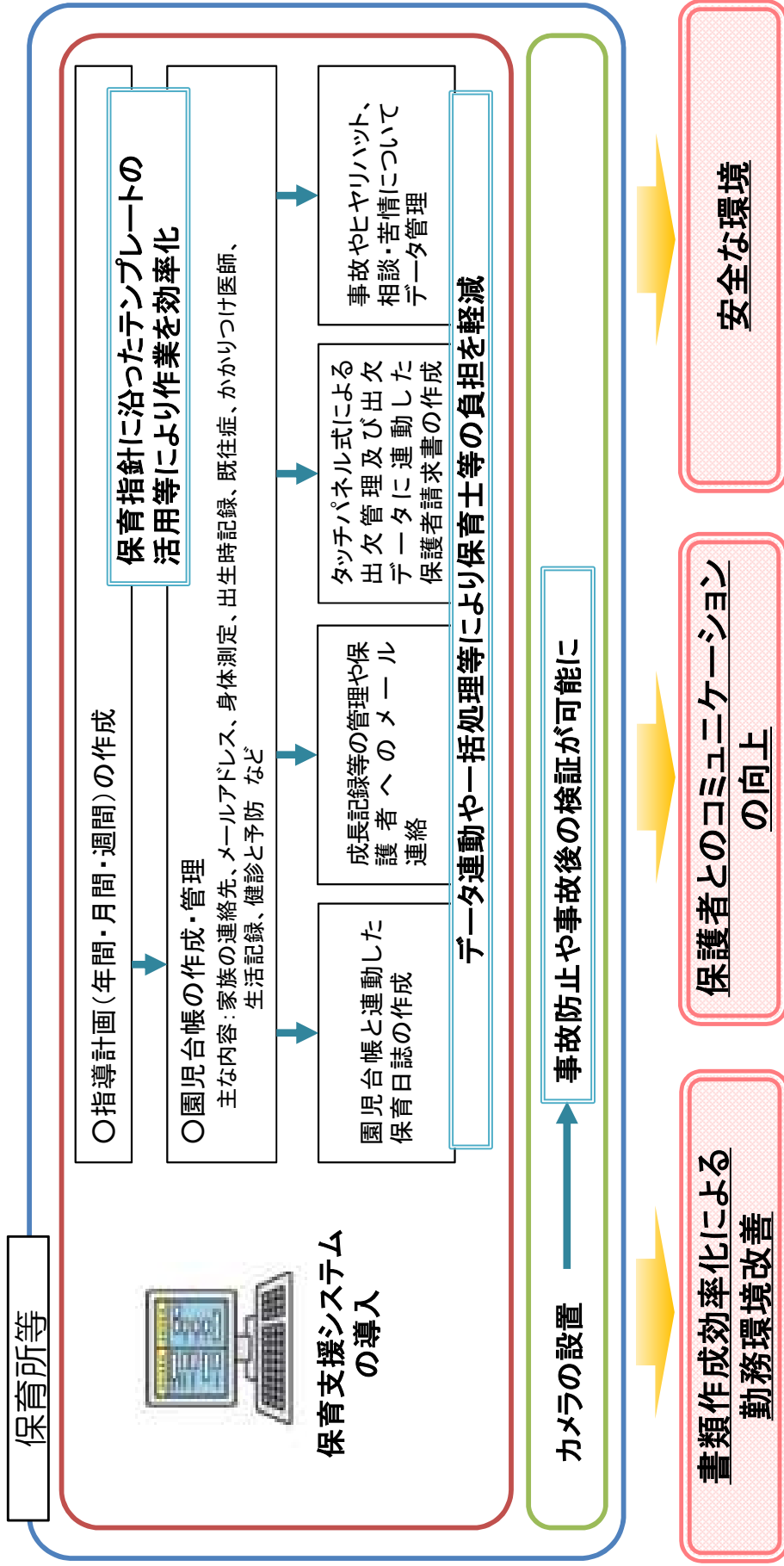
・ICT化推進：システム購入費 最高100万円（1か所当たり）

・カメラ設置：最高 10万円（1か所当たり）

## 【自治体】



費用の補助



# 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善

【平成27年度補正予算額：7.9億円】

## ＜趣旨・目的＞

- 放課後児童クラブにおいては、本年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、
  - ・子どもの育成支援の目標や計画
  - ・日々の子どもの状況や育成支援の内容記録などを作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアの購入に必要な経費について支援を行う。

## ＜補正事由＞

ICTの活用により放課後児童クラブにおける業務負担を軽減することで、放課後児童支援員等の勤務環境を改善させることにより、離職防止を早期に図ることを目的として補正計上する。

## ＜事業内容＞

放課後児童クラブが、事務負担の軽減のためパソコン等を購入する際にその費用について支援する。

## ＜実施主体＞

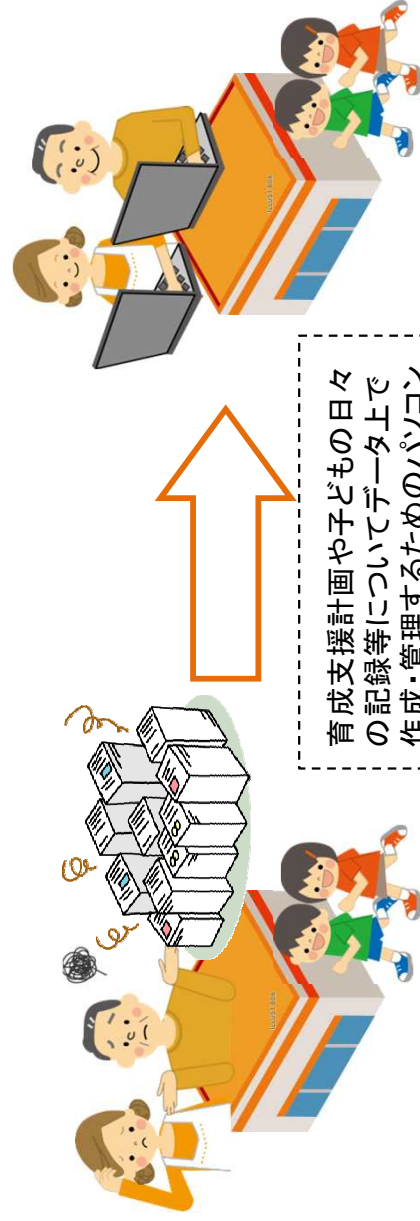
市区町村  
(民間団体等への委託等も可)

## ＜補助率＞

国3/4(市町村1/4)

## ＜補助単価＞

1か所50万円



# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【平成27年度補正予算額：85億円】

## 【目的】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

## 【貸付対象者】

ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象。

## 【貸付額】

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付。
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付。  
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

## 【貸付金の返還免除】

貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

## 【貸付事業の実施主体】

- ① 都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

- ① の場合 9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
- ② の場合 定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担。

# ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等

平成27年度補正予算額：7.7億円

ひとり親家庭の相談窓口に必要な備品等の購入費：7.0億円

## <趣旨>

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口へのアクセスの向上を図るため、ひとり親家庭の相談窓口の周知に必要な広報啓発に必要物品等、また、児童扶養手当の現況届等の時期等に、子育て・教育・生活・就業、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる集中相談体制をとるために必要な物品等を購入するための経費を補助。

## <事業概要>

ひとり親家庭の相談窓口の認知度向上のための看板の作成費、児童扶養手当の現況届時など、集中相談体制の際に必要な個別相談ブース等の購入費などの補助 750千円（補助率3/4）

※実施主体：都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村



子どもの生活・学習支援事業の実施準備経費：64百万円

## <趣旨>

平成28年度から実施予定のひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業の円滑な実施のため、既存建物の改修費用、机・棚等の備品の購入費用及び建物を借り上げる費用を補助する。

## <事業概要>

- ・既存建物の改修費・備品購入費の補助 4,000千円（補助率1/2）
- ・礼金・賃借料（開始前月分）の補助 600千円（補助率1/2）

※実施主体：都道府県・指定都市・中核市・市町村  
（母子・父子福祉団体やNP0等に委託可）

## 子どもの生活・学習支援事業

○放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。

# 児童虐待防止対策の強化（次世代育成支援対策施設整備交付金）

平成27年度補正予算額：22億円

12億円

## 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備

＜一時保護所における環境改善事業＞

事業内容：児童相談所の一時保護所において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の子どもの状況に配慮した処遇を図るため、施設の改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童相談所の一時保護所

補助率：改修等に要する費用の2/3

＜児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業＞

事業内容：一時保護された子どもは、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該子どもに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設 等

補助率：定額（2/3相当）

## 児童養護施設等における小規模化等のための整備

6.0億円

事業内容：子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化、施設機能の分散化を進めるとともに、入所児童の退所に向けた準備をすため、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。また、次世代育成支援対策交付金の嵩上げ（1.35倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

補助率：定額（1/2相当）

## 児童養護施設等の耐震化整備

4.0億円

事業内容：児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を行う。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

補助率：定額（1/2相当）

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算額：67億円

## 【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

## 【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

## 【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

## 【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担



# 児童養護施設等における学習環境改善

平成27年度補正予算額：2.0億円

## 【概要】

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンの設置に要する費用を支援する。

## 【対象施設等】

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

## 【補助額】

140千円（16歳以上の子どもが3人以上いる場合）  
280千円（16歳以上の子どもが6人以上いる場合）

## 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市

## 【補助率】

国 3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市 1/4